

秋田県告示第462号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、次のとおり法務省秋田地方務局長から公共測量実施の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定に基づき、公示する。

平成30年10月9日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 1 作業種類 公共測量（不動産登記法第14条第1項による地図作成のための基準点設置）
- 2 作業期間 平成30年10月9日から平成31年1月31日まで
- 3 作業地域 秋田市寺内後城、寺内堂ノ沢一丁目及び二丁目